

産業建設常任委員会会議録

[平成25年 6月21日開催]

南あわじ市議会

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成25年 6月21日
午前10時00分 開会
午後 2時11分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	阿 部 計 一
副 委 員 長	印 部 久 信
委 員	谷 口 博 文
委 員	出 田 裕 重
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	長 船 吉 博
議 長	森 上 祐 治

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美
書 記	川 添 卓 也
書 記	斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
産業振興部長	岸 上 敏 之
産業振興部付部長 (鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長)	興 津 良 祐

農業振興部長	神田拓治
都市整備部長	山崎昌広
下水道部長	原口幸夫
農業振興部次長	森本秀利
都市整備部次長	垣本義博
下水道部次長兼下水道課長	岩倉正典
農業委員会事務局課長	小谷雅信
産業振興部商工観光課長	阿部員久
産業振興部企業誘致課長	北川真由美
産業振興部水産振興課長	榎本輝夫
農業振興部農地整備課長	喜田展弘
農業振興部地籍調査課長	和田昌治
農業振興部農業共済課長	宮崎須次
都市整備部管理課長	和田幸三
都市整備部建設課長	赤松啓二
都市整備部都市計画課長	原口久司
下水道部企業経営課長	江本晴己

II. 会議に付した事件

1. 付託案件	5
① 議案第47号 南あわじ市都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定について	5
② 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について（灘黒岩水仙郷）	12
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	36
3. その他	37

III. 会議録

産業建設常任委員会

平成25年 6月21日(金)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 2時11分)

○阿部計一委員長 皆さん、おはようございます。

台風4号の影響が大変心配されますけど、執行部の皆さん、議員の皆さん、全員御出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

執行部、何かありましたら。

副市長。

○副市長(川野四朗) 皆様方、おはようございます。

きょうは市長が神戸で会合がございまして、そちらのほうに行かさせていただいておりますので、欠席をさせていただいております。お許しをいただきたいと思っております。

先ほど、委員長さんのほうからもお話ありましたように、台風4号が来るということ、また、梅雨の梅雨前線が活動が活発になってきておるといことで、我々も心配をしておったんですが、今のところ、我々の地域では降り始めてからまだ111.5ミリ程度の雨でございました。きのうの午前5時ぐらいに、大雨警報が出たんですが、3時間ほどで解除になったといことで、我々にとっては、非常に本当に、恵みの雨であって、非常によかったなど。これから、台風4号の進路も心配になるわけでございますが、その進路を十分に注意しながら、見守りながら、災害等にも対応していきたいと思っております。

昨今、いろいろ事業が、これからめじろ押しに出てくるわけでございます。特に、あしたは、GENKI応援振興券の発売も、あしたから2日間、予定をしておりますので、議員の皆さん方も、ひとつ、御購入をいただければと思っておりますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

また、7月に入りますと、海開きもございまして、ことしの夏の観光の入り込み、これについても期待をしておるところでございます。前回のときにもお話をしておりましたように、産業振興部のほうでは、いろいろと観光業者とも話し合いをしながら、地震の影響が出ないようにしたいといことで、努力をしておるところでございますので、また御指導いただければと思っております。

それから、この間のニュースなんですけど、中田市長が近畿港湾協会の会長に就任したようでございます。神戸市長が近畿港湾協会の会長をしておったんですが、今回、勇退されるというふうなことで、中田市長にかわられたようでございます。近畿の港湾を束ねていく協会といことでございまして、これからますます多忙になるんではないかなと思っておりますし、我々にとっても、福良港を抱えておるわけでございますので、その開発

等についても、いろいろと要望もしやすくなってくるのではないかなと思っておりまして、期待をしているところでございます。

きょうは、付託をされました議案の審議ということでございますので、どうかよろしく御審議をお願いをしたいと思いますと思っております。

1. 付託案件

① 議案第47号 南あわじ市都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定について

○阿部計一委員長 それでは、ただいまから第47回定例会において当委員会に付託されました議案について、審査を行います。

なお、付託案件につきましては、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議なしと認めます。

それでは、ただいまから委員会を開会をし、審議に入りたいと思います。

何かございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 おはようございます。

今、この都市計画審議会というのを、これ、基本的なことをお尋ねしたいんやけど、15名以内というようなことで、議員も5名入っとるやつを、今回、3名に改めるというようなことでなっとんのやけんど、公募というのはええねんけど、いろいろ市民からの公募を入れて審議するようなやつと違って、この都市計画審議会、今回、何でこの議員の5名を3名に改めて公募を2名入れたか、その辺、基本的なことをお尋ねいたします。今、なぜこの時期にそういうようなことをされたか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長(原口久司) 今、申されたとおり、南あわじ市の附属機関の委員の公募要領というか、それに基づき、公募委員を追加するためということで、その追加するに当たり、現行定数の中で公募委員を追加したいという考えで、今回の提案ということになりました。それと、本会議でも部長が説明させていただいたように、市議会議員は住民の代表ということの考えで、公募委員も住民の代表であるということで、現行定数というこ

とで、提案させていただきました。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この一方的に、議員の5人を3名にする段階において、これはどなたがこの議員の5人要らんさかいに、後2人入れらんかいて、どなたが決定されて、そういう一方的なこと。我々、一つも、相談も何もなしにきとんのけんど。どなたがこういうふうなことを決定されたんですか、副市長。

○阿部計一委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） 審議会の条例の中に、組織というようなことで、第3条にございます。それで、先ほど課長が言うたように、委員15人以内というような規定がございます。その1項を私どものほうは生かしながら、今回、検討した次第でございます。それで、2項には学識経験のある者を5名以内、また、市議会の議員5人以内、それと、関係行政機関または県の職員5人以内というような形でうたってございます。その中で学識経験のある者につきましては、当市におきましてはいろいろ、この市内にある各種団体の長の方々に出席のほうをいただいております。それで、行政機関または県の職員というようなことなんですけれど、やはりこの審議会を進めるに当たりまして、やはりオブザーバー的な役目というような形で、いろいろ助言なり、アドバイスのほうをいただいておりますので、これも5人以内というような形になっております。

それで、市議会議員さんにつきましては、住民の代表というような形で、私どものほうはとらえたわけで、それで今回、公募というような形で2名。総数そのものを15人以内というようなことを、ちょっと基本にさせていただいて、私どものほうで考えました。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 市議会議員は必ず絶対にこの審議会に入らんなのかどうかいうのをまず、お尋ねしたいのと、もう一つ、私は公募というのは、これは今の時代やから結構なことやと思うのやけど、例えば、ケーブルテレビの番組審議会とか、そんなのだったら、これは市民の公募というのはどんどん積極的に入れてもらったらええねんけんど、まず、議員が必ずこの審議会に入らんなんというのは条例で定められておるといような説明があったんやけんど、そういう理解でよろしいんですか。

○阿部計一委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） これはやはり、政令で定められております。それで、必ず市議会議員は参加というような形なんですけれど、人数までの規定はございません。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 上位法で、政令で定められておることだから、議員というのは必ずそういう都市計画審議会の委員として数名はおらないかんというような解釈やな。これはこれで結構なんよ。今言ったうちで、学識経験者と、あと関係機関等々で15名。新たにあれするんやったら、この15名を、例えば17名に変えて、この2名を市民からの公募というような方法も、選択肢としてあったと思うねんけど、その辺、そういうふうな選択をせずに、一方的に議会議員のほうの5名を削減するという、その辺の意図というのか、その辺は。もう、議員がおったらややこしいさかい、もう、議員をぶち切った、そこら、どうなんですか。

○阿部計一委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） そういう考えは全くございません。他市の場合、ちょうど近隣の淡路市、また洲本市のほうでも、この審議会に対する定数を調べてみました。その中で、洲本市は15人。それで、淡路市のほうが10人というような形になってございます。先ほど、委員がおっしゃったように、そういった趣旨は全くもってございません。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 15名以内というやつを、2名ふやすやいうことを考えずに、15名以内の中で、減すのが議員の5を減して、2名の市民というか公募型にしたということやの。まあ、これ以上聞くのはやめておきます。

○印部久信副委員長 阿部委員長。

○阿部計一委員長 私、この件については、非常に異議というか、不信感を持っております。まず、委員長があんまりしゃべったらいかんねんけど、休憩でやるつもりやったんやけど。

ほんでこれ、政令というのは、そない変わるもんでないと思うんよな。これ、前は5人以内で5人入れておるわけよ。今回、まずお尋ねしたいのは、3人以内ということは政令

で3人以内と決まったんですか。その点。

○印部久信副委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） 先ほど申し上げたように、政令では人数の制限はございません。

○印部久信副委員長 阿部委員長。

○阿部計一委員長 ということは、これは旧町時代から、審議会には全部入らんとかんかと。出てきた議案を議員が審議すると、中途半端に人数が入って、議員というのはそれぞれ20人、個性があるし、意見も違ふと。それは好きなこと、3人や4人入って言うて、それが果たして全体の意見としてみんなが納得するかというたら、そうはいかんと思う。そういうことで、審議会には入らんのやということで、合併してからも申し合わせでそういうふうになっとなったんですが。ほんま、減すんやったら、うちはもう、全然要らんというたら、都市整備部長が、実は政令でこないなっとなつたというんであれば、何で3名以内にせないかんという政令がないのに、何で。議員が必要やからこれ、当初から5人入れてあったんでしょ、何でそれをトンと、議案で出してくる前に。私なり、そういう所管の我々に、議員を仮にも減すんであれば、それなりの理由を説明するのが筋やと思うんですよ。私は皆さんの意見を聞いて、どないするか知らんけど。これはやっぱりちょっと、議員5人入れたもんに対して、議案でトンとあげてきて、3人で、はい、そうですかというような納得は、私はできないという気持ちです。どういう理由で、これ、3人にしとるのよ。今まで、5人必要やからしとなったんでしょ。何で、外部から2人引くよつて、議員を2人引くような、そんな理屈は通らんとおもいますよ。ほかの者を2人引いたらよろしいがな、はっきり言うて。そういう理屈であれば、どないおもいますか。

○印部久信副委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） 3条の中に、学識経験者、その構成そのものといいますのは、それぞれの各種団体ということで、自治会、また、婦人会、それと、商工会、農業委員会、漁業の代表というような形で、それぞれの産業的なものの方々の代表というような形で、当市の場合、出ております。そういった中で、まことに失礼なんですけれど、くくりとしましては、住民の代表というような形で、くくりで、5人以内というような、そんな形を考えたわけでございます。

○印部久信副委員長 阿部委員長。

○阿部計一委員長 これ、もう、私はそういうことで早うから納得でけへんと、ほんならゼロにせえ言いよってんから。私の意見は、一人でしゃべりよったらいかんので、これで一応終わります。

印部副委員長。

○印部久信副委員長 今、阿部委員長も言われたように、ほかの審議会との兼ね合いというのは、どないなっとるんですか。市長が諮問した審議会というのは、当然ありますわね、いろいろ。この審議会というのは、市長が諮問した審議会ではないんですか。これはもう、こういう審議会はつくらんといかんという政令のもとでつくってある審議会。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 先ほど、部長も申しましたように、都市計画法に基づき設置されておるんですけども、その組織については、政令で定めるということになっております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ、担当の方に聞くんですが、この審議会の答申は、あくまでも市長に答申するんよね。その答申は、ものによったら、議案提案されるようなこともあるんですか、ないんですか。この、市長に答申されたことは、議案に提案されるということはないんですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） その都市計画決定がそのまま議案提案というのは、ないかと思います。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 そのまま議案提案はないといえども、その審議会の答申に基づいて市が行政を進めていく上において、その答申に基づいての事業に対しての議案提案ということは、当然、出てくるんと違うんですか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） そうですね、附属して。今まで、合併後で市の都市計画決定審議会といえば、都市計画道路の見直しとか、下水道区域の変更の見直し、それから昨年だったら若人の広場、都市公園の決定などを審議しております。ですから、その関連として、議案というか、議会に提案というか、なる可能性はあると思います。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 そういうことですね。ですから、この南あわじ市の議員は、基本的に審議会には出ないと。なぜならば、関連といえども、市長提案で議案と出てきた場合に、我々議会がそれに対して審議をするときに、自分が行っていた審議会に基づいて議案が出てきてるのを、今度は自分がそこに質問をせんなんというような、非常に矛盾したようなことが起こってくるんですよ。ですから、議員はその審議会には出席を、審議会の中に入らんよんというのでやってきとんのですよ。でないと、行った議員が、自分が審議会で審議したことに対して質疑せんなんということが起こり得るわけですね。そうでしょう。そういうことは、議員として基本的におかしいわけですね。議員はあくまでも、執行部が提案してきたものに対して審議をするということが大前提。にもかかわらず、裏を返せばその出てきた提案以前の段階に議員がかかわっておったということになってきたら、議会としておかしいと違うのかな、これは。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 都市計画審議会ということは、審議会に諮るということは、当然、いろいろ案件について住民説明会なり、事前の協議が済んだ後、審議会のほうに上がってくるというふうな解釈をしております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 政令で定められておるといいますけど、そういうことを突き詰めていった場合、この政令そのものがおかしいと違うんですか。そんなように思うんですけどね、どうですか。

○阿部計一委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） おかしいというようなことはないのかなど。都道府県においての審議会にありましても、やはり県会議員さんのほうはこのメンバーの中に入っております。いろいろな都市施設の設置に当たって、この審議会が開催されるわけなんですけれど、先ほど課長からも申し上げたように、やはり、それまでに議員さんの方々には審議なり、そこらを先に、意見を聞きながらやったやつを最終審議会のほうにというような、そんな形になるかと思えます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 けど、これ突き詰めていってましたら、国のように議院内閣制で政党が政策をつくって、法律をつくっていくのと違って、地方議会はいわゆる二元代表制でやりよるのでしょうか。そうでしょう。そういうことになってきたら、今、部長が言われたようなことがあって、直接それが議案に反映されないでも、その議案がそれをバックボーンにしとるということになってきましたら、事前審査ということにもなってくる可能性があるわけと違うんですか。

○阿部計一委員長 とりあえずこの案件は、ちょっとおかしいぞ。そやから、印部副委員長が言いよるのは、私も言いよるのは、何も難しいことを言いよるんやないんでの。はっきり言うて、ちょっと。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時23分）

（再開 午前10時38分）

○阿部計一委員長 再開します。

いろいろ、各委員の意見もお聞きをいたしましたけども、私自身もどうも、余りすっきりしない点がございます。よって、これはもう、議会ですので、ここで採決をしたいと思えます。

これより採決をしたいと思えますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 委員間討議も、御意見ございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 それでは、議案第47号、南あわじ市都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 少 数)

○阿部計一委員長 挙手少数であります。
よって、議案第47号は否決すべきものと決定をいたしました。

② 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について（灘黒岩水仙郷）

○阿部計一委員長 次に、議案第50号、公の施設の指定管理者の指定について（灘黒岩水仙郷）についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

印部副委員長。

○印部久信副委員長 この指定管理ですが、管理者が今度かわるということなのですが、この経緯について、まず、お聞かせ願えますか。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 今回、提案させていただいたのが、灘・沼島ふるさと会ということでございます。

それで、経緯でございますが、我々としましては、引き続いて、3年間、3年間の6年間を管理していただいた灘黒岩自治会に管理をお願いしたかったわけでございます。それが、ことしの3月までであって、4月以降ということだったんですが、どうしても辞退したい、その理由は、人の高齢者、後継者が減ってきた、年が高齢者になってきたのに後継者がいないというような理由でございました。

それで、当然今、冬の観光ということで、よいときは7万人にも及ぶ観光客が来ますので、南あわじ市にとりましては、非常に大事な資源かと思えます。ただ、その上に、灘地域の財産であるとも我々は、担当部としては認識をしております。そこで、やはり灘にゆかりのある団体というようなことで、今回のふるさと会に指定ということで、上程させて

いただきました。

以上でございます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これは、今の部長の説明ですと、市のほうからこの灘のこのたびの会社に、団体に指定したようなことを言うんですが、これ、基本的に公募もしくはプロポーザルが、指定管理の場合は基本だと思うんですが、どちらでしたか、今回は。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 今回は公募せずに、灘地域に精通した人、そして、灘の財産でありますし、灘に関係のある団体ということで、公募はしてございません。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 公募してない、何もしてないということになってくると、市はこの灘の黒岩自治会のほうからも、指定管理を返上するというようになってきて、市のほうから、考え方によったら、私の言うことが違うとったら、また言うてもらったらええと思うんやけど、考え方によったら、市は、指定管理を受けてくれるところがなくなった、ならば灘にゆかりのある団体を探しとってここに指定管理を、ある意味ではお願いしたということか。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） お願いという、その今、灘黒岩自治会は、6年間管理したわけなんです、それ以前にこの会が管理しておった経緯もございまして、お話をしたところ、それじゃあやってみようというところで。それで、そういうふうになったわけでございます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ、基本的に指定管理というものは、基本的な考え方の指定管理というのは、あくまでも施設の運営を指定管理して運営してもらおうということは、市としたら、何らかの形で公告して、ある意味では多くの人にこういう指定管理を募集という

か何か、しとるということ、ある意味では公告し、公募もしくはプロポーザルという形をとっていくのが基本であると思うんですね。あると思うんですよ。さんゆ〜館であろうが、ゆ〜ふるであろうが、何であろうが、指定管理の場合は公募して。ゆ〜ふるの場合は会社の本社が大阪にある企業までが淡路に参入してやっておるのが、今の南あわじ市の指定管理の基本原則であると思うんですね。

ですから、まずこの灘にゆかりのあるということを今、部長言うてますが、そしたら、公募したときには、ひょっとしたら灘出身者で、もっと精通した事業者が手を挙げてくる可能性もあったのではないのかなと。地元ゆかりのある、精通した人は、何も地元におる団体でなくても、地元出身、また、その周辺でそれに関するような近い仕事をしてる人がおるかもわからんですね。

ですから、これ、余りにも見方が狭く見て、ここをお願いするしかないかなというように指定管理というのが、まず私にとったら、この指定管理契約するということに対して、基本的な考え方がまず違うてるように思うんですがね。どうですか。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 説明が不足しておりました。この公共的団体であった場合は、随契ができるということになっておりまして、それで、この団体を公共的団体と判断させていただきました。それで、以前の活動等を見ましても、それに匹敵するといったような解釈でございます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ちょっと待ってくれよ。ちょっとおかしかったな。公共的団体だったら市が随契できるやら、どこに書いてある。今、部長の言われたこと、指定管理するときに、そういうような場合は随契ができますよやいうところは、何か、どこかに書いてあるやつはあるの。指定管理でそんなの聞いたことないぞ。これはおかしいぞ。

○阿部計一委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時47分)

(再開 午前11時00分)

○阿部計一委員長 再開します。

産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 公共的団体の根拠でございますが、公の施設に指定管理者の指定手続等に関する条例第5条で定められております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 条例にとにかく定められておると、その根拠があるのは、それはそれでええとして。年間、これ三千数百万円もの金が動いておる施設を、幾ら何でも、市は随契の指定管理やいうなんは、絶対いかんと思う。やっぱり、南あわじ市はあくまでも公開の原則で、公募もしくはプロポーザルをすべきであると私は思いますよ。今、言われたように、地元のゆかりとかいろんな理由をつけてますけど、これだけの施設のやつを随契は、うが悪いと私は、委員長、思います。これは、理由はともかく、こういうような指定管理のことをやりよったら、今後、これだけ多くの指定管理施設を持っておるものを、いろんな理屈をつけて随契をやられる可能性も出てきますしね。公募してプロポーザルやったら、恐らく、どんなようになるか知りませんが、この団体にまた指定管理になるようにもなったんでもないのかなというような感じもしますので。随契は、これは、うが悪いと、私は思います。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） これにつきましては、この団体がやろうという意志がありまして、市のほうとしては、この団体を選定して、それで、契約につきましては、まだ一切やってございません。それで、議会に上程させていただいて、それで審議させていただいて、御決定いただければということで、随意契約では、あくまでもないということだけの話でございます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 それはもう、ちょっともう言葉を気をつけて言うてくださいよ。契約してないのは当たり前のことやって、ほんなこと契約されとったら大変なこと。今、議案として上がってきとんねから。ですから、私は、どういういきさつであれ、やる意欲があるや何やいうても、市から広く公募とか公告をせん限り、そういうようなことが指定管理が行われているという情報が、皆、入れへんでえか。それだったら、ある意味では、市からのこの指定管理の公募を、公告を見た人は、これ以上の熱意を持つとる団体がある

かもわからへんでえか。あんた方が今、熱意を持ってやってやろうと言うてました、やっ
たるさかいに、指定管理してくれやいうようなことで、随契やりよったら、大変なこと
になる。ここ以上の団体が、公告した場合、応募してくる可能性があるのや。それを、あ
たかもこれありきみたいなことを言われたら困るよ。

それと、委員長にお願いしたいんですが、この過去からの経緯について、ちょっと暫時
休憩で、長船委員からちょっと説明してもらいたいと思うんですが、ちょっと暫時休憩し
ていただけますか。

○阿部計一委員長 よろしいですか。

ほな、暫時休憩します。

(休憩 午前 11時00分)

(再開 午前 11時02分)

○阿部計一委員長 再開します。

長船委員。

○長船吉博委員 先ほど、部長は、公共的団体と認めたと言いましたよね。公共的団体
というのは、どういうものを指して言うんでしょうか。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） この施設の性格、規模、機能などを考慮して。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 施設と違うがな。公共的団体とはどういうものだと聞きよんの。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） それを今、言うてますので。この施設というのは、水仙
郷なんです、水仙郷の性格、規模、機能などを考慮して、その設置目的を効果的かつ効
率的に達成するため、地域等の活力を活用した管理が行える、それが今回、この水仙郷に
ついての公共的団体というような判断をさせていただきました。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ほんなら、公共的団体は、利益を求めるのか、利益を求めへんのか、そこらは。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） これは、施設によって若干、差異はあるかも知れませんが、ちょうど、私どもの所管している漁業関係の施設、そういったところはやはり、利益を求めようということで取り組んでおるし。これも観光業ですので、観光業と肝心の球根の養生というところが大きなところがあるんですが、極端に赤字が出ると大変なことになりますので、やはり、赤字の出ないように、当然、取り組んでいくべきものかなというように思っております。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ということは、利益を求めないというふうに思うんですけども。この収支計画書なり、事業計画書を見ておると、やはりこれ、明らかに利益を追求しておるといふふうに、私はとらえております。であれば、やはり、印部委員が言う節に、公に公募して取り組むべきではなかったのかなという思いがするんですけども。もう一つ、この公共的団体というのは認めがたい、私は点があると思うんですけども。これ、間違いないですか、大丈夫ですか。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） そういう条例に基づかせていただきまして、この公共的団体を候補者として今回、選定させていただいたということでございます。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 もう一度だけ。公共的団体として市が認めたというふうなこと、それは条例に、今の条例かも知らんけども、本来の公共的団体というのは、利益を求めないと僕は思うとんのよね。だから、それが本来の公共団体であって、やっぱりちょっと、公共団体的に意図がちょっとはずれておるんじゃないかなという思いがするんですけども。

これは本当に、法律とかそういうものに違反は、違法にはならないですか。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 今、長船委員が言われた、各施設に、あるいは団体によって差異はあると思うんですが、究極は、少し、ちょっと休憩をいただいて、確認をさせていただければと思うんですが、委員長。

○阿部計一委員長 今ですか。
砂田委員。

○砂田杲洋委員 さっきからちょっと部長、言いよったら、長船委員の質問に対して、公共団体とずっと言いよったわけよ。ほんなら、最後の質問では、公共的団体に言葉が変わってきとんのよ。これは、発言にちょっと気をつけてもらわんぐあいは。公共団体と、さっきまでずっと言いよってん。最後は、公共的団体、それはちょっとおかしいで。

それで、何ぼ公共団体だろうが、公共的団体だろうが、民間団体であろうが、こういう事業を委託する場合は、印部委員が言いよったように、やっぱりプロポーザルなり入札なり、何かせなんだら、それはおかしい。市民が、これは納得せんと思う。

以上。終わり。

○阿部計一委員長 ちょっと休憩します。

(休憩 午前 11 時 13 分)

(再開 午前 11 時 18 分)

○阿部計一委員長 再開します。
印部副委員長。

○印部久信副委員長 それと、この10ページの25年度の灘・沼島観光ふるさと会の収支予算書、出とんでしょう。この団体は市から17万円の補助金がいきよんのよ。その市から17万円の補助金がいきよる団体に市が指定管理を随契でやるや言うて、こんなこと、市民が見て通るか。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 先ほども言いましたが、条例に基づきまして、この指定管理者の候補者を選定させていただいておりますので、随契ではないということだけ、御理解いただきたいと。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ほんなこと言われたら困るねん。冒頭に随契でやらせてもらいましたと言うから、その言葉で私は質問しよるねん。言いよったら、それはもとい、それは違いますや言われたら困るのや。冒頭、そない言うから話をしとんのや。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 大変失礼をいたしました。そういう説明をした私の言葉の間違いでございまして、訂正しておわび申し上げます。よろしく申し上げます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ほんなんだったら、何でこの団体を指定して、指定管理契約をするように議案として上げてたんですかという、そんなら。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） これは、先ほど申し上げましたように、先ほどは条例のことは申し上げませんでしたでしたが、この指定手続に関する条例に基づいて、公共的団体ということ判断しまして、それで選定したということで、議会に上程をさせていただきました。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 とにかく、理屈はともかく、市の施設の指定管理について、まず原則的に考えるのは、その団体があくまでも民間人、または自治会とかそういう類のものであって、こういうような団体は、公に市から補助金がいきよる団体や。市からこの団体の運営に対して、市から補助金がいきよる団体に、市が公の公募して、また公告して、それに応募してくるところがここだけであったというなら、まだわからんこともない。公告

もせんとやるということに対して、こんなことをやっとなら、言うたら、こういう言い方して、また不謹慎発言になるんか知らんけど、そんなになつたら困るけど、とにかく、知つとる者同士がなあなあで、今度はうちにやらせてくれというようなものになってしまうねん。議会として、行政がやりよるものとして、余りにも。もっと手続を踏んでやらんと、これでは市民は理解せえへんということや。こんなこと、通るはずないやないか。委員長、そない思いますよ。こんなむちゃなことやったら、あかんよ。

○阿部計一委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 20 分)

(再開 午前 11 時 32 分)

○阿部計一委員長 再開します。
印部副委員長。

○印部久信副委員長 私の意見は、広く公告してプロポーザルあるいは公募にしてほしいということが、私の意見ですわ。この指定管理をこの団体にするかどうかの採決は後にして、委員長、これ、中身についてちょっと、随時聞いていきたいと思うんですが、よろしいですか。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 この灘の指定管理は、これで今、6年終わったんですかね。この水仙郷は。6年終わったんですかね。最初の3年間の場合は、この施設利用料になるのかな、2,400万円までは地元、2,400万円から3,200万円の800万円は市、それを越えた分については甲乙折半ということであったのが、3年前に、2,400万が2,500になり、3,200が3,300になった、100万円ずつアップしたような記憶があるんです。

そのときに私は、前にもこの委員会で言ったと思うんですが、2,500万円までは指定管理を受けている人がその入園料を全ていただくと。2,500から3,300の間が市の取り分というか、市のほうに納入されると。そこで私は、そこに、そうやった場合に、2,500から3,300までの間は指定管理者は努力する意味がなくなると。2,700万であろうが2,800万であろうが、地元に入るお金は決まると。ですから、その空白的な区間を何とか地元も努力していくということで埋めたらどないですかというよう

なことを言ってあったのが、今回のこの指定管理の協定書の中に出てっとなのですよね。19ページに。結局、この空白部分がなしに、なだらかな曲線でずっと指定管理を受けた方に入園料が入っていくように、19ページに書いてあります。これはこれでええと思うんです。これは、よう担当者、大体、市に2,500万から3,000万の間には800万ぐらい市に入るように、私もこれ、ちょっと試算してみたら、おおむねその中に入ってくるんで、これは担当者もいろいろ、ついたり引いたりしながら計算して、当てはめて、ええような曲線になっとなるなということは、これはこれでええと思うんです。

それとこの協定書、いろいろ見ておきますと、食堂と売店収入というのが、このたびの指定管理の中に上がってきとるんですが、6年間、食堂と売店収入は、利用料として市に入ってなかったんですね。それが今回、出てきとるんですが、理由をまず、聞かせてください。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 今まで、これは自治会に対しては、入園料に関する部分のみの施設使用料として入れていただいております。ただ、事実、食堂も、それから売店も営業しております、あつたんでございますが、その部分は取ってなかったということで、今回は、そこでも利益を上げておるので、それに応じた10%、それから5%をいただくということで、変更させていただいております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 今回はということなんですが、これ、6年間、この食堂分、25年、26年、27年のこの収支計画書を見ますと、500万余りのもので、施設使用料が1割の53万。売店のほうが、650万円の5%で32万円ということなんです。考え方によったら、過去6年間、市は入園料に対してだけの利用料を取ったんですが、これの収入もそれに附随した施設であるにもかかわらず、市はこれに対して契約書というか協定書に入れてなかったということですね。それは何ですか。

○阿部計一委員長 答弁を。

○印部久信副委員長 これ見たら結構なお金やからな、これ見よったら。年間、双方で100万ぐらいになってくるのかな。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 以前、黒岩自治会の分については、この食堂、それから売店の営業につきましては、自治会において自主的に細々とやっておったので、そう大した利益はなかったというふうなのが、当初の始まりじゃないかとは、私どもは思っております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 大した金額でなかったということなんですが、実態は、そしたら全く把握してなかったということですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 水仙郷の管理運営とは別に、独自で、この会計についても別の会計で処理していたということは聞いております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 いずれにしても黒岩水仙郷周辺というか、敷地の中やな、食堂、売店というのは。それに附随してやりよったものであると。今回、この指定管理を受ける団体は、収支計画書で、食堂分で530万円余り、売店収入で658万円という数字を上げてとるのは、上げてきとるということは、前回やとった人に、何らかの形で、どれぐらいのものがあつたかということ、ある程度情報を聞いて、この予算書に上げてとるわけやのう。そうでないと、やぶから棒に、勝手に今度の団体が指定管理を受けとるのが、食堂の年間、これくらいいけるだろう、土産物はこれくらいいけるだろうやって、そんなんでないはずや。やりよった人に、大体、一年間どれぐらいありましたかというものを聞いて、それを根拠にこの数字を上げてとると思うんです。全く知らん人が、こんな数字を上げれるはずないし、何らかの根拠がなかったら、この数字が出てくるはずがないので。そうでしょう。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この収支計画書に上がっておる数字につきましては、直近の、これは自治会ではなくて、以前にふるさと会の方がやっておったときの数字を根拠として参考に、上げたというふうに聞いております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 そうなってきますと、市が6年間、指定管理契約を結んだときに、入園料に対して先ほど言うたような、市に対してと、間の指定管理者が2,400万、2,500万円を収入に上げて、あと、市のほうに800万円の利用料として施設使用料として上がってくるようにしとったんですが、それだけのお金があるやつを、市が何でこの指定契約書に上げてなかったんですかという。これだけのお金が動いとるのに。施設も同じでしょう、結局は。経営者が違うとったんですか。黒岩自治会の指定管理以外の方がそこで営業しとったんですか。指定管理をしておる一体の人がやっとなったんですか。別の業者がやりよったんですか、これは。

○阿部計一委員長 執行部、答弁を。
商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 指定管理者が自治会という団体でございまして、そういった営業のプロの団体でもないということで、自治会に対してはその辺までは求めてなかったというようなこととございます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 まあ、世間でよく言う、市が地元指定管理者に対して目こぼしをしとったというようなことに、これはおさめておきますわ。
それと、委員長、よろしいですか。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 それと、ちょっと気になっておるんですが、この自治会が、この22年、23年、24年度の過年度収支決算書が出てますね。24ページに。これ見ておりますと、先ほど言うた協定書に、利用料収入の売り上げから、施設使用料のこれ、出てますんで、契約書に当てはめると、22年度が3,484万円の利用料収入があった。協定書に当てはめると、2,500万円までは地元の取り分、3,300万円までは800万円は市の取り分。180万円の折半の90万円が市と地元ということになりますね。ここの24ページの施設使用料811万2,640円ということになってますわね。これは、黒岩自治会から市のほうに払ったということですね。この計算からいきますと、90

万円ぐらい違うてくるんですわね。市に入ってくるお金が。この計算から、私の、協定書に基づいた計算からいきますと。これ、どないなっとるんですか。3,400万円ということは、3,300万で800万でしょう。180万の折半で90万やから、890万円のお金が上がってこんといかんのが、811万二千何ぼになっとる。80万円ぐらい少ないんですが、何かほかの計算方式があるんですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この協定書によりますと、先ほど印部委員おっしゃられました、3,300万円までは2,500万の経費を引いて、残りを入れるということで、次に3,300万を超えた場合というのがございます。超えた場合は、その施設使用料を加えて、その3,300万円を超えた額から、別に覚書というのが交わしておるんですけども、その中では、2分の1ずつ取り分がありますと、ただし、経費についても2分の1ですよということで、3,300万を超えた翌日から要った経費については、経費も2分の1ずつで負担すると、収入も2分の1ずつ負担するというので、ここで若干の数字の違いがあるかと思えます。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 何で80万も違うてくるの。

これまず、課長、経費云々でなしに、経費は後から引いたとして、3,484万があった場合、単純に計算した場合、800万円と184万の2分の1、90万、890万というのが単純に出てこんといかんのよ。3,300万を超えたうちの、経費もろもろを引いても、890万出てこんといかんのが、812万いうたら、80万円もの経費云々が消えとるわけや。何でこんだけ消えるの。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 先ほど、3,300万を超えた場合のことをちょっと言いましたが、その3,300万以内の分におきましても、この覚書によりまして、消費税に相当する分、これについては施設使用料から差し引いて入れるということをやっております。それと、旅行社等を通じた場合のクーポンによる手数料、これが約1割あるんですが、この分も入園料から除外するというので、引いた額になって、施設使用料というのが算定されております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 課長、覚書であったこと、私が言ったときに言うのは一つだけ言うたの。で、今言いよったら、今度は二つ、三つ、覚書に書いてある言いよるねんよの。だから、言うたときには全て言うてよ。一つだけ言うて、まだほかにも言うたとありますや言われたら、話が出よっても、話が合わへんのや。計算しよっても。まだほんなら、聞きよったら、まだほかにも引くところありますや言われたら、話にならんのや。我々議会に出てきとるのは、協定書までしか出てってない。覚書き書は議会には出てってない。そうでしょう。だから、その隠してあるやつがまだこんだけあった言われたら困るんや、我々は。

ほんで、23年度は、利用料収入が1,900万やから、これはもう2,500万の中に入っとんねんから、市に対してはゼロや。これはほんでええ。ほんなら、今、課長言うたように、課長の計算でやってみてくれ。24年度、3,240万円の利用料収入やって、施設使用料が633万。余りにも低過ぎるねん。どんな計算してこないなったのか。引くもん引いて、やっぱり、きちっと計算してみて。覚書に書いてあるやつ、引いて、ほんなら。余りにも金額が、今度は小さ過ぎるねん、これ。すぐ計算してやってみてくれ。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この24年度の分につきましては、ちょっとそれまでの計算どおりというのではなくて、協定書、それから覚書に書いてあるとおりの分は、消費税に該当する分、それからクーポンに該当する分、こういった免除しておりますが、ちょうど、3年間の。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 いやいや、ちょっと、そのように普通に計算したら何ぼになるのか、やってみてくれ言いよんのや。余計なことを言わんでええねん。普通の覚書に書いてある免除、免除で、きちっと免除してこういう計算して言うねん。ほんな、余計なこと言わんでええ。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そしたらちょっと、計算してありますので、それをちょっと説明させてもらいます。

まず、利用料収入が3,240万9,140円ございました。これから、先ほど言いました売り上げ原価、クーポンに該当する部分が11万2,844円ございます。それから、必要経費の2,500万円。これを差し引きますと、729万6,296円というふうに出ます。これから、24年度に関しては、ちょうど3年間の指定管理の。

○印部久信副委員長 いやいや、それを言うなって。それは聞いてない。

○商工観光課長（阿部員久） それをちょっと説明させてもらわないと、言いにくいので。

○印部久信副委員長 正式にやったら729万のお金が市に施設使用料として本来入るんでしょという。そうだ。

○商工観光課長（阿部員久） はい、そうです。ただし…

○印部久信副委員長 その、ただしは、今からやねん。正式に計算したら何ぼになるかいう。単純に計算したら729万でしょう言うとする。

○商工観光課長（阿部員久） はい、そのとおりです。

○印部久信副委員長 それが何で630万になったんですかということ、今から聞くんや。委員長、そういうことですわ。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そしたら、その分をちょっと説明させていただきます。

この、先ほどからちょっと言いかけてますが、指定管理の最終年度であって、25年の3月末をもって指定管理が終了するというので、次の新しい指定管理には、我々も、灘黒岩自治会さんに引き続きやっていただきたいという方針でいっておりましたが、どうしてもできないので辞退したいというふうな話し合いになりまして、本来ならば年度が変わって、新しい年度のしょっぱなに肥料やりという作業がございます。これは、25年度入っていくんですけども、もし引き続いて黒岩自治会さんがやっていただければ、そのままお願いしているところがございますが、次の協議が難航しておって、なかなか難しいと。ただし、この時期にやっておかないと、水仙のためもよくないというふうに判断して、黒岩自治会さんのほうが責任の放棄もできないということで、肥料のほうをやって

もええかという相談がございました。市のほうとしましてもお願いしますということで、これに要った費用がございまして、62万5,100円、その部分が人件費、それから肥料代等で使ったということで、この部分を差し引かさせていただいております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 それはおかしいちゅうねん。そうだ。何で市に入ってくる施設使用料の中から、その肥料代を払わんといかんのですかいう。そうだ。市は施設使用料をもらいよるんだ。水をやったり、肥料をやったりする経費は、利用料の中に入っていないや。そうでしょう。これ、もし施設を維持管理する必要なお金は、市は予算措置をして、別ルートでお金を出さんなん、施設に。

例えば、さんゆ〜館、ゆーぷるが指定管理が次にかわるときに、いろいろのものが壊れとったら修復もしとかんといかんというお金は、今の協定書では50万円以内であったら指定管理者が持つ、それ以上超えた分は、甲乙協議しながら話し合いで、一般財源から出すんや。何で、利用料で、本来なら729万入ってこんといかんものを、その中で肥料代差しつぎしたりするんですか。そんな市の会計のやり方、ないと違うんですか。市はあくまでも、入るお金は入るお金で、ここへ上げてこんといかん。要るお金は要るお金で、甲乙協議して、どのような出し方をするか知らんけど、市が半分出すんなら、市は財政措置をして出さんといかん。

こんなことしたら、財務の場合、これ、歳入になるんよの、これ。そうでしょう。歳入は使用料、負担金、利用料、その累計は当年度予算の当初の歳入になるわけでしょう。歳入というのは、交付税もあればいろいろ、国庫負担金もありますけど、皆、市民が利用しよる負担金、利用料、いろいろそういうやつも皆、歳入に入っていくわけや。なら、これ歳入、これ違うてくるわけや。これ、財務はこんなこと知っとんのですか、ここで次年度に渡す肥料代に差しついでやりましたいうことは、財務はこれ、わかっとるんですか。こんなお金の使い方、ないのと違うんですか。利用料からこの分払わいでもええさかい、その分で、肥やっといてくれやいうようなやり方がありますか。それはおかしいぞ、課長。

市は、もらうものは、正規のお金はもらう、要るものは、もし財政措置が要るんなら財政を、予算を組んで出すのがほんまでしょう。こんな勝手なことしよったら、これ課長、今、肥料代が62万5,000円もろもろ言うてましたけど、これ、2人か3人かで話をして、こないしてあないしたらこのお金で領収書を切つといて、利用料払うのを、本来なら729万払うものを、適当にこれ使うたから630万にしとくよと、これ、3人、4人で話をしたら、口裏を合わせたら、話ができるのと違うんですか。市の会計というのは、そなん違うでしょう。正規で要るものは正規で出納に入れて、要るもんは要るもんで予算措置して出すんがほんまでしょう。こんなざっとしたことやられたら、これ、何ぼでも

ええかげんなことしようと思うたらできるんと違うんですか。2人か3人おったら。それだったらこれ、62万5,000円の肥料やったという領収書だけでしょう。現場見てっとんの。ならこんな、62万円のやつ、領収書だけ、30万のやつ62万書いておけいうたら、どないなんの、これ。こんなやり方はないと思いますよ、会計処理で。こんなばかなことがあるんやったら、課長と担当者と話したら、どないとでもできるがな。ここには、施設使用料というものは729万というのは覚書き書に基づいてでも構わん、729万というのはあがとかといかんのや。そうでしょう。そんなんじゃ、勝手にやれるやないか、こんなこと。じゃらけたことどこにあんのや、金の動きが違うやないか、これ。副市長、財務もこれ、認めておかしいと思うてないんですか。きちっとせんと、お金の流れはきちっとしとかと、つく引くしたらこないなりますやて出されたら、困るよ。

○阿部計一委員長 この点については、もうどうせ、これ昼まで終われへんのでね、暫時休憩して、その答弁について、よう執行部で協議して、答弁していただきたいと思います。

暫時休憩します。

再開は1時とします。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後 1時00分)

○阿部計一委員長 それでは、再開をいたします。

産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 印部委員の御指摘のあったことについて、これは、この事務処理が非常に不適切だったというように認識しております。それで、ちょうど年度内までにその新たな指定管理者の段取りをするべしだったんですが、やはり、灘黒岩自治会地区とのやりとりが年度をまたいでましたし、そんなことで、こんな不手際な事務処理となったわけでございます。どうぞよろしく願いいたします。どうも、申しわけございませんでした。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 この今、部長が言うたように、申しわけございませんでした、こういうような事務処理になりました言うけど、こういうような事務処理になったというこ

とは、財務の人はわかっとの、財務よ。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） そのときの財務とのやりとりについては、やってごさいませんでして、産業振興部のほうで判断をしましたところでごさいます。それで、先ほど印部委員から御指摘がありましたので、早速確認をしておるんですが、これはもう事後のことでごさいますので、当然、この事務処理に問題があったというような認識をしております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 副市長に聞きたいんですが、これ、南あわじ市は取り扱い手数料、負担金、分担金というのが何億円というお金が予算書に毎年上がってますわね。その何億円かというお金は、あらゆるものの各部課から上がってきたやつを積み上げしたお金がこないなっと思うんですよね。財政当局としても、当初予算を組む場合、その積み上げするための基礎の数字のチェックというのは、財政当局はしてないんですか。もう、各部課から上がってきたやつはもう、そのままのみにして積算して当初予算というのは組んでいるんですか。このチェックというのは、一体どこでやっとなるんですか。

○阿部計一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 予算に反映するのは、大体12月ごろからですので、収入がどれぐらいあるか確定した数字は、そのときにはつかんでおりませんが、やはり、4月を越えて収入すべき金額について、収入ができてるかどうか、以前にもちょっと、サンライズの問題がありましたので、ことしも私のほうから各部に、収入すべき金額で出納閉鎖までに入っていないものがないか、調べて適切に処理をするようにという通達はしたわけなんです。これについては、その額が、そこまで我々としては、入るべきお金だということまでしかチェックはいたしておりませんでした。

印部委員の御指摘はごもっともございまして、私どもも遺憾に思っているところでごさいます。今後、このようにないことにはしたいと思ひますし、今回のこの処理も、今になっては出納閉鎖も終わっておるわけなんです。何か適切な事後処理がないか、今、財政当局とも相談をしておりますので、いい処理の方法がありましたら、適切な方向で処理ができるように、支払いをしたものについては、今後、予算化をして支払うという話は、これは可能だと思ひます。

ただ、収入が過年度収入になりますので、その収入をどのように入れるのか、24年度の雑入には、なかなか入れにくいだろうと思いますので、その分は25年度に一旦入れて、25年度の支出として、その部分はお出しをするという処理はできるのかなと思います。ただ、そういうことが許された方法かどうかというものも、一度検討して、適切な処理に近づけたいと思っております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これも、私も言いましたけど、今回のことについて、そう不正的なお金の個人的なことはないとは思いますが、こういうことが仮に通ったら、これ、しようと思っただけでもないでもできる、公金をどういうふうにも扱えるということになるんであって、あくまでも市というものは、歳入、歳出で全て予算化されてお金が動きよると思うので、その途中において、言葉は適切かどうかはわかりませんが、差しつぎしたらこうなるやいうことになったら、これは大変なことになると思うので。ここらは十分、職員に対しても指導をしといていただきたいと。

終わります。

○阿部計一委員長 ほかに。

中村委員。

○中村三千雄委員 今、指定管理の件でございますけれども、以前にも本会議で言ったことあるんですけども、水仙郷というのは、花が咲いて、来るんであって、基本はそこです。ありますので、この人数のずっと動向を見てても、やっぱり咲いたときに人数が多い。少なくとも多いというような結果が出ておるんでね。特に、御存じのように、南斜面が、全体的に一番メーンの南斜面が、3割から4割しか咲かない状態。そやから、裏から行ったときはきれいやけども、南はほとんどない。これは、管理は、やっぱり市がそういうようなことで、栽植をしたらできますので、特にイノシシ、シカについては完璧でないけども、一応、そういうような柵ができて、管理はしておるのを見るんですけども、やはり咲かすようにせないかん。それについては、やはり、球を養成していかないかん。

それと今、水仙郷へ来て、一番お客さんが買って帰るのは水仙の花です。それがもう、ないんですね。水仙の、咲いてるものを切って売るわけにはいかない。灘ではそれ以外に、ほとんどシカにやられて、ゼロに近いような状態で。以前は水仙を個人が持ってきて水仙郷において、それをどんどん売りよって、それがなくなってしまうような状況でありますので、それはやっぱり指定管理にしたよっていうんでなしに、これは市がやっぱり、一つの管理していかないかん例でありますので、特に、花を咲かすようにするにはどうしたらええ

かということ、補植するなり、球をまた違うところで養成をして、そのときに植えていくというようなことをせなんだら、お客さんが来たら、何だこんなのかというような形がやっぱり、あるわけでございますので、特にそこらを考えていただきたいと思いますが、それについての考え方はひとつ、どうですか。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 今のことにつきましては、新たな指定管理者のほうも同じ意見でございます。それで、私どものほうは、要するに養生、再生、芋の球根の養生、再生のプロジェクトチームをつくりたい、それで我々もそのように思っておりますので、審議いただいて、何とか御理解いただけましたら、早速にそのチームをつくって。当然、地元の方も入ります。専門的な機関の方も入っていただこうと思っております。それで協議をして、別の場所で養生をして進んでいきたい。別の場所ということになれば、当然市内でありますし、多くの方の御理解をいただいて、それも足を運んで、せっかくの、この水仙というのは、市の財産である、始まりは灘の財産であったということなんです、今は観光にとりましても、冬の観光では本当に関係者は冬の目玉やというような理解もしていただいておりますので、そういった取り組みをしていきたいと考えております。

○阿部計一委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 やはり、それは特に、これはくどいようですが、それを忘れたら水仙郷も人数がガクッと減ると。それと以前も、去年も言ったと思うんですけども、灘へ行く道路に水仙を植えて、ずっとおるんですけども、去年もシカにやられ、ことしはもう、皆無。地野から大川へ行く間、御存じのように、水仙が出てきたら、葉っぱを食べてしまう。それ、網やって、球根を食うから、網をやってあつたら、網をやつたらやらへんなど思つたら、今度は網やつたら葉っぱを食べてしまつて、結局、もう、ゼロ。御存じのように、一つも咲いてないんです。そういうふうな状態で、これは防ぎようがないといつたら防ぎようがないんで、これはもう、シカゼロ作戦をやらないかんと思うんですけども。

やはり、そういうふうなことで、地域の周辺にやっぱり、水仙があるような形も含めてあの一带を、県は水仙ロードとうたっておりますので、そういったことを踏まえながら、やっぱり抜本的に水仙を守る対策を今も含めて、特にやっていただきたい。これはあくまでも、指定管理にどうこうせえじゃなしに、これは市がやっぱり水仙を守るという姿勢が一番なけりゃいかんし、姿勢よりもやっぱりやっていかんことであるので、くれぐれもそれは、くどいようですけども、ぜひ注文をつけておきたいと思っております。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） ぜひそのような取り組みをしていきたいと考えております。

○阿部計一委員長 ちょっと、副委員長。

○印部久信副委員長 阿部委員長。

○阿部計一委員長 数値的な問題につきましては、先ほど来、副市長、印部委員の質問ですけれども、産業振興部長から、非常に素直な、素直なという言葉は適切かどうかと思いますが、遺憾の表明があったということで、その点はそれで結構かと思えます。

ただ、1点、これは私個人の意見ですが、今まで旧町からも灘のそういう沼島ゆかりのある方が指定管理をして、地元の人がもうけるんやからというようなことで、これは我々も町議会のときも、そういう大まかといったら語弊があるんですけども、これは地元優先でということで容認してきたと思うんです。しかし、今回これ、指定管理をする中に、これ、先ほど部長も、指定管理する内容について、灘にゆかりのある方ということで、こういう議案を出されておるわけですね。それで、これも沖さんについては、どんな商売しよるのか私は知っていますが、もう一人はどういう方か、名前は初めて聞いたんですけど、この点、私ら議員は、これは自分勝手といったら勝手やけど、非常に職業面では、倫理面では縛りをかけてやっております。そういうことで、公の指定管理には問題ないというような言い方もされておりましたけども、一般、我々から解釈すると、非常に不自然な感じがするんです。必ず、そういう営利企業が、そういう団体の中に入っておるとというのが、初めてなんですよ。その点はどうですか。改める必要はないと思えますか。

○印部久信副委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） これは、先ほど来、そういった意見を随分と伺いました。それで、このメンバーにつきましては、ふるさと会のほうで選任を。発足当時は、この方々は当然、メンバーではなかったんですが、今回実施するについて、このメンバーでというのは、ふるさと会のほうからのあくまでも申し出でございますが、きょうの御意見につきましては、十分つないでいきたい、お伝えしたいというように考えます。

○印部久信副委員長 阿部委員長。

○阿部計一委員長 その点、余りそういう例がないように私は思うんですね。そんなんで、慎重にふるさと会の方とお話をされてやっていただきたいなと思いますので、その点もう一度、御答弁を。

○印部久信副委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） この件につきましては、是正していただきたいということをお話しして対処していきたいというように考えます。

○阿部計一委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○阿部計一委員長 質疑がないようでございますので、それでは質疑を終結します。
続いて、委員間討議を行います。
御意見ございませんか。
印部副委員長。

○印部久信副委員長 先ほどからいろいろ質疑をしておるわけですが、私は、この基本協定書、その他については、今回は3年前、6年前にも言っておりましたが、意見を取り入れてくれまして、非常によく研究されておる内容であると思うんです。特に、入園料に係る施設利用料、今までに2,500万円までは地元、それから3,300万円までは市ということで、特にその800万円の入場料については地元が努力しとるのが報われることがないではないかということであったんですが、今回の協定書を見ておりますと、その空白部分がなしに、常に双方にその施設使用料が入り、また、地元のほうにも入園料収入が入っていくということで。これ、前の計算とちょっと試算をしますと、7万人入ったときの入場料収入が3,325万になるんですね。そういうことになりますと、前回ですと800万円が市に入って、25万の半分の12万5,000円が入るということであったんですが、今回の計算をしますと、市には783万7,500円入る、地元には2,541万2,500円が入るということで、なかなかこれ、よく研究して、逆算しながら数字を合わせるの、大変であったであろうと思うぐらい計算して、ようでけると、私はこれでええんでないかと思っております。

ただ、このことについてはええんですが、このたびの指定管理の公募をしなくて随契でやったということは、やっぱり我々としては、これだけのお金が動く市の施設をやる場合には、やはり公告してプロポーザルなり公募をすべきであるということで、このことにつ

いては非常に不満を持っており、先ほど、阿部委員長が言っておりましたように、団体の中にも、もう少し釈然としない人が、準会員とはいえども入っておるということで、内容等についたら、これで採決してもらったら私はそれでええと思うんですが、今回、私の場合は、採決は委員長がすると思うんですが、やはり私としては、もう一遍これを、公募なり何々する、また、ふるさと会の団体の会員名を削除するというようなことを精査しながら、もう一遍再提出をしてもらおうということを願って、今回、採決をされると思うんですが、そういう意味において私は反対をしたいということを討論して、終わります。

○阿部計一委員長 ほかにございませんか。
中村委員。

○中村三千雄委員 今、印部委員が内容的なことについては以前からやはり、双方理解できるようになったということは、私も認めております。ただ、やはり、この今までの扱い、経過につきましては、不満は、今、表明されてもとどおりというように再度という話があるんですけども、私はやっぱり、現実的に、やはり地域、これは地域っていかんけども、これ、固定したら、そこに決まったようになるんですけども、やはり、いろいろの今までの過去のいきさつなり、経過を踏まえて、今回、そういうふうな一つの指定管理の内規の中で、規則の中で取り扱ってきて提出されたものと理解しておりますので。やはり私は、そういうふうな地域の総意というものを酌んでいただいて、今回は、今回というよりも3年間、そこらに委託していただくべきであるということを表明しておきたいと思えます。

○阿部計一委員長 ほかに討論は。
長船委員。

○長船吉博委員 この食堂と売店収入、これは6年前のものを基礎にして提出したという、いわば6年の空白がある。6年前はやっぱり、入場者も結構多いような時期。このパーセンテージ、食堂が10%、売店が5%、これが適切かどうかというのも、まだ僕らにとってもよう判断しかねるところがある。ですから、このふるさと会の方々にも頑張ってくださいという意味合いも含めて、自分たちの利益が上がるような形も含めた中で、また今後の見直しもできるような、少し柔軟な考え方を持ってあげていただきたいという節がありますので、この点、討論やから、頼んでおきます。

○阿部計一委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員　　私も採決に当たって、地元の中村委員にもう一度確認したいんですけど、あくまでも地元自治会は、このふるさと会の、要は指定管理するのに同意はされとると、それはもう、間違いございませんか。

○阿部計一委員長　　中村委員。

○中村三千雄委員　　私は直接、会に確認はしたわけではございませんけども、先刻、15日であったか、灘の連合自治会の会があるときに、ふるさと会が申請しておりますので黒岩自治会も協力していただくということになりましたので、ひとつよろしくお願ひしたいというようなことで、齋藤さん、それからもう一人の事務の方が行って、お話をしたということで、自治会としては認識しておると、認識して理解しておるということ承っております。

○阿部計一委員長　　ほかにございませんか。
砂田委員。

○砂田杲洋委員　　私はどっちかと言ったら印部委員の意見に賛成なんですけども。ふるさと会がこれをするのは何ら問題ありません。ところが、言いよった、これをするに当たってプロポーザルなりなんなり、公募をせえと、これは当たり前のこと。常識やと。それと、このメンバーの準会員。ちょっと納得できらんので、それを削除するような方法であれば賛成できますけど、現時点では反対の意見であります。

○阿部計一委員長　　ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長　　今回の指定管理につきましては、各委員さん方、活発な御意見をいただきました。これは賛否両論、いろいろあろうと思いますが、数字的な問題につきましては、副市長初め産業振興部長が、私流に申すならば、素直な遺憾の意をあらわしていただいたということで、今後、この指定管理については、十分に委員各位の、きょう言われたことをインプットしていただいて、慎重にやっていただくということをお願いしたいと思います。

そういうことを執行部のほうもある程度、ただいま、砂田委員の発言、2名の準会員のことも産業振興部長はかなり突っ込んだ答弁をしておりましたし、そういうことも含めて、

これから採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 阿部計一委員長 それでは、議案第50号、公の施設の指定管理者の指定について（灘黒岩水仙郷）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- 阿部計一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第50号、公の施設の指定管理者の指定について（灘黒岩水仙郷）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。
お諮りします。
6月25日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

- 印部久信副委員長 委員長に一任やけれども、採決については現実を素直に報告していただきたいと思います。
- 阿部計一委員長 わかりました。
それでは、そのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し入れについて

- 阿部計一委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し入れについてを議題といたします。
お手元に配付の、閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し入れてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長 異議がありませんので、議長に申し入れることにいたします。

3. その他

○阿部計一委員長 次に、その他に入ります。

何かございますか。

谷口委員。

○谷口博文委員 いよいよ夏の海水浴場シーズンが近づいてきたわけですが、慶野松原のトイレの改修というか、そのあたりの今の状況についてお尋ねをいたします。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 慶野松原のトイレにつきましては、今年度執行ということで、現在、工事発注してかかっているところでございます。中央トイレと北トイレ、この2カ所の用地計画を初め、老朽しているところを改修するというので、シーズンに入るまでには完成の予定で、現在進んでおります。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 シーズンに入るまでに、海水浴場までには完成ということでよろしいんやね。そこで若干私が心配しとんのは、先般、4月13日の地震で、かなりの島内への観光の入り込みが減少してとるといような思いが、私自身は持つとるわけですわな。

そこで、きょうもちょっと、来しなに市のホームページを見とって、海水浴場をちょっと検索しとったら、阿万の海水浴場等々、この13年の6月ぐらいに更新してくれとんのやけんど、慶野松原の海水浴場の市のホームページの更新が、3年も4年も前のやつがいまだに出とんのやけんど、あの辺の市のホームページの更新というのは、どなたが担当されとんのですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） それぞれの担当課のほうで更新の作業はしております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 担当課のほうで、慶野だけ、何でほうってあんの。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 特にほうってあるというわけではございませんが、特にお知らせすること等、変更があれば更新しておりますが、もう一度、帰って慶野松原については見直して、変更すべき点があれば更新させていただきます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それで、あの辺、私はセンス的なものがあると思うんやけど。ちょうど、どうもそのやつ見ておっても、写真というか、松原の砂浜でも、撮り方が悪いというか、あれじゃとてもじゃないけど、慶野松原のよさをホームページで発信してないと思うんよ。もうちょっとセンスというか。やっぱり写真なんかやったら、見て、来たいなというような思いのあるような、そういうようなホームページに、ぜひしていただきたいのやけど。そのあたり、一遍よく、帰って、まずは海岸の、要はええところをしっかりとやっていただきたいというのと、それと、もう1点、今の島内への入り込み、これ、地震以後、私は若干、市内に来るところの、そのあたりがどうもPRができてないというような思いがあんねけど、その辺。先般も産業振興部長は、ラジオ、あの辺で何回かやっとなる言うねんけど、それ以後、何かもっとこの観光客の入り込みをふやすような努力というのは、何か考えておられますか。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） これにつきましては、6月6日に生放送をやって、6月15日から9日間、1回20秒のラジオコマーシャルなんですが、ラジオ関西、ABC、MBS、合わせて105本やることに、今、やっております。それとあわせて、6月22日にも、違った面に取り組もうと今、しております。

それと、今後のことなんですが、今、観光関係者と鋭意協議しておるところで、その中でも特に、秋の売りが若干弱いなど。夏は鱧で、冬は三年とらふぐと水仙というようなことで、秋が目玉がないなというようなことで、そんなこともあわせて協議をさせていただいております。それで、こういったコマーシャルにつきましては、以前も、長船委員からも御意見があったわけなんですけど、一過性のものでなしに、我々とすれば、観光業者と十分協議をしてですけど、お金さえあれば幾らでもできるんですけど、やはりこの、向こうから食いついてくるような、報道関係から食いついてくるようなことも考えつつ打って、こ

の限られた予算の中で十分やっていきたいなど。今、まさに協議をさせていただいておるところでございます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私は、このたびのこの豪雨の関係でも、4月の13日の淡路島地震において、淡路島はまた土砂災害のおそれがあるとか言うて、テレビ報道でされよんのよう。ほんで、そういう報道が淡路島にとっては、私は非常にマイナスなような報道がされておると。

そこで、私自身は、職員の給与の引き下げというのは、私は反対なんやけど、その辺で、7,200万ぐらい、何か金が余ってくるさかい、私はもっともっと、この淡路島観光業界をひっくるめた上で、例えば阪神間、旅館組合のおかみさんなんかが行ってしよるけど、電車と電車に、淡路島の海水浴場とか鱧とか、そういうふうな観光のやつをもっとどんどんPRというのに、私は金をかけても、今の時期、かけるべきや思うとんよの、私自身は。1,000万でも2,000万でも、職員が7月から来年まで、7,200万ほど、何や基金やないけど、そのうちの、例え3市から1,000万ずつ出して3,000万ほどでも、観光業界のほうと連携して、淡路島の観光というか入り込みをふやすような手法を考えんと思うとんのやけど。その辺、そういうことをするつもりはないのけ。あなた方は、商工観光、産業振興やいうて、振興やいう名前がついとんのけど、その辺何かいい方法、今、聞きよったら、何も別にないんけ。夏場の海水浴というか、何か、知恵ないんけ。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 長年、各施設は施設で取り組んでおるんですが、先般も協議しよる中で、今、日本全体の、この観光の人の動きが、例えば、大きくはお伊勢へ行ったり、出雲へ行ったり、そういう中で、まさに、こんな方法でやろうということ、まだ具体は出てないんですが、まさに今、協議させていただくところです。それで、もし、この経費的な面があれば、予算につきましてもまたお願いをしていきたいし、ぜひ、よろしくお願ひしたいと考えております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私、そんなことを聞きよるんじゃない。この4月13日のこの地震があっただ。ことしは例年と違うぞと。ほいで、この淡路島地震というような報道がされと

って、なおかつ先般、このたびの豪雨でも、淡路島は危ないような報道がされよんのよ。そういう今の時期にこそ、この南あわじ市、今から夏の海水浴客等、来ていただいて、やはり地域にお金を落としていただいて、そういう観光の関係者の方とある程度収益を得られるようなことをするために、ことしのこの地震があったさかい、何か手を打たなあかんというような、私はそういう思いがあるのよ。来年の話をしよるのと違うねん。今のこの4月の13日の地震を踏まえて、そういうふうな入り込みが落ち込んだやつを、何とか挽回するための知恵を出すなり、知恵なり金なりを出してやらないかんという思いがあるさかい、言いよんのよ。この辺、もう一度。

○阿部計一委員長 部長、端的に。

○産業振興部長（岸上敏之） それで今、6月15日からとりあえず、南あわじは元気ですよといった、これはざくつとなんですが、そういった内容で15ぐらいの業種、業者の職種の人に来ていただいて、それで、生の声を録音して、それを今、流しておるところです。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もうね、そやさかい、もっと大々的に、例えば淡路島のタレントというか、そんなんでも雇ってぼんとやるとか、夏の花火大会でもすんでかの。何か、そやからそういうふうなことでもして、金も出して、今、これ救うたれと、こういう思いがあんで、そこら、ほんまに。ちょっとほんまに、産業振興やいう、部長やいうて名前、それぞれついとんねんけんど、やっぱり振興のために何をすべきか考えてもらわなあかん。ほんで、そのために必要な予算というのは、東北でもそうだ。ほんまに復興のためには、そないしよるのやから、もっと何かやったってもうて、淡路島は元気ですよ、どんどん夏場でも来てくださいよと、鱧もおいしいですよというようなことを、阪神間の電車の中に全部貼ってこいよ。ほんだら、僕らもたまに乗とったら、暇やから見るのに、ああ、こういうところ、今からここに行きたいなというようなやつを見るわけよの。そんな、ラジオかどうかというのは、ラジオはもう、ばあっと、ずっと聞いたら、20秒やったら、聞いたって、インパクトなかったら全然覚えてないからの。

そやから、そこらぐらいまで考えてもうて、一度やってください。お願いいたします。ほんでこれ、客が減ったら、かなり厳しく、今度は言うぞ。

○阿部計一委員長 産業振興部長、ひとつ、気合いを入れて、やりますと、答弁を。
産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 今、言われたごとく、今、取り組んでおりますし、それに向かって頑張りたいと思っております。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 都市整備部長、それから下水道部長、それから水道もあるんやけど、工事した後、道に停止線とか、止まれとか、それから車線とか、そんなん、元へちゃんと復元をできてないのよ。これ、どんなふうチェックしとんのかな。そこらをちょっと聞きたいねん。

○阿部計一委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） 多分、仮復旧の状態かなと思うんですけども。それ以後については、本復旧でちゃんとしてると思うんですけども。

○阿部計一委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） 道路を掘削した後、やはり仮復旧であっても、道路標示は絶対にしておかなければいけないような状況です。また、福良のほうへ行くような予定を持っています。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 広い道に出るときに、止まれの何がない、これは一遍見てもらおうと思とんのやけど。下水道部長、今もう下水道、あそこは谷川町、おいなりはんのところから、浜町までできとんのよの、下水道。その間、全く車線とかそんなのないんよの。だから、それも復元で、完全に元のとおりアスファルトしてあるわけやな。その車線とかそういうふうなのは全くないんやな。こういうようなのは、あそこは要らるところですか。

○阿部計一委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 工事自体については当然、もともとあった道路標示等については当然、復旧しなければならないようになってます。ただ、下水道工事、これも本来でしたら今、管渠敷設工事が終わって、車道の本復旧をやったときに、当然すぐにすべ

きなんですけども、下水道工事というのは、委員さんも御存じのとおり、民家連帯地区の中で通行等、住民の生活に密接した道路でやっています。そういった関係で、舗装工事自体が、福良でしたら20ブロックぐらいにわけた中で、多分工事をやっと思えるんです。本来でしたら、そのブロックごとにでき上がった段階で、道路標示をすぐに復旧すべきだと思うんですけども、その中で、もしかしたら二、三ブロックぐらいできた段階で業者のほうで復旧にかかるというようなこともありますので、今、そういうような御意見が出ますので、早速現場のほうを確認して、すぐに復旧するようにいたします。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それから、横断歩道とか、かなり薄くなってっとなのよな。あんなのは、何年かに1回、塗り直すんですか。それとも、薄くなったから塗り直すんですか。どっちなんですか。

○阿部計一委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 道路標示については2種類ございまして、道交法に規制されるものがそういった規制のかかる表示なんですね。止まれとか、そういった横断歩道の表示とか。道路管理者が自由にといたらおかしいですけど、道路管理者が公安委員会の許可なくてかけるのは、区画線とか、そういったものになります。ですから、外側線とかセンターラインの薄くなったものについては、道路管理者のほうで随時、書き直しております。しかし、それ以外の道交法の、公安委員会が設置する分については、こちらのほうからお願いする場合がありますけども、その主体は別のところにあるわけです。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 公安委員会、警察の方も来てもらって、福良をずっと歩いてもらうてあるんです。了解も得てるので、今度、一遍見てもらうんですけども。
もう1点あるんですが、構わんですか。

○阿部計一委員長 続けてどうぞ。

○長船吉博委員 若人の広場。残念ながら、不落になったと。その入札に来たのが、2JV。非常に応募というか、公募が少なかった。それで、不落の原因というのは、今、どういうふうな追求というか、原因の取り調べをやっておるんでしょうか。

○阿部計一委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 当然、入札不落到終わった後、応札業者からの内訳書等をいただいております。それで、その内訳書とうちの設計書とは、つき合わせて精査します。当然、値段が合わないということで、増減内訳、品目によってはあるんですけども、今回、今、既に次回の公告をしとるんですけども、精査した結果、設計業者とも話をし、このたび公告を、再入札というか入札の公告を今現在しております。

○阿部計一委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ほんまにこの不落というのは、いろんな原因があると思うんですよ。ですから、その原因をやっぱり、自分らの設計、自分らの積算、自分らの思いだけでなく、やっぱり請負業者の、今、内訳書を見てやっておりますというふうな、やっぱりそういう姿勢が私は必要やと思うんですよ。ですから、今後そういう旨の、再度の入札も考えていっていただきたいなというふうに思っております。
終わります。

○阿部計一委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 きょうの新聞に載っとんのやけど、家畜の飼料。飼料の価格安定制度になって、酪農家や肥育農家が掛金をしてやとるんですけども、1,000億円以上の赤字が出て困っておるということで、国が何か、新しい支援制度を、きょう、打ち出しておるように思うてんけども、そのことでちょっとわかっておる範囲で。わからんか。そんなんが、きょう、新聞に載って。二つぐらい、そういう制度があんねけんど、一つはもう、1,000億円以上の赤字が出とんのやわ。これはまあ、酪農家や肥育農家が掛金しよんのやけど、何ぼしよるのかわからんけど。ほんなら、メーカーも負担しよんのやけど。これはもう破綻しとんので。飼料価格がどんどん高騰しよんので、やっていけらんということで、国が新しい、今回、補助金制度をつくると、出すと、きょう新聞に出ておったけど、その内容、ちょっとわかったらと思てんけど。

○阿部計一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 残念ながら、ちょっとその新しい情報は仕入れてないんですけども。委員さん御存じのように、円安で飼料が高騰して、基金をつくって運営して

おったんですけども、その基金も底をついてったということで、酪農協のほうも国に対して要望したいということで、どのような要望の仕方をするかということを検討しとった最中なんですけども。そういう新しい制度ができれば、また、それを調べて対応したいと思います。

○阿部計一委員長 ほかに。
印部副委員長。

○印部久信副委員長 ちょっと産直のほうについて聞きたいんですが。

先ほどの谷口委員の質問に関連してなんですが、私も実は、このラジオ放送について、実は市民の方から聞かされたんですが、何か南あわじ市は変わったコマーシャルをしょんぞというようなことを聞いて、ええっということだったんですが。これ、部長、市からラジオ局に対して、このようなことでやってくださいという原稿をつくって出しておるんですか。

○阿部計一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ラジオコマーシャルにつきましては、時間が限られてお
りまして、その中で一言言うということで、各方面から自分のアピールしたい、言いたい
ことを作成していただいて、つくっております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ、担当課長、我々、特にこの所管の我々議員が、これ、いつ
からラジオ、どの局でどういうふうに流すかということ、全然、こっちは勉強不足だったん
かも知らんねけど、全然知らなんだんですが。何かの機会に我々に言うてくれたんだった
かな。

○阿部計一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 本議会で、あえてじゃなかったんですが、そういった関
係の御質問があったときに申し上げさせていただいております。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長　それは、たまたまこのたび本会議で長船議員が一般質問して、答弁で言うたということなんです、それはそれでええんですが、やっぱりこれ、そういうラジオ放送が、何月何日から何局でありますよということがあった場合、やっぱりこれ、議員にもちょっと事前に、簡単な文書でええので、私たちにも知らしめてほしいと思うんですね。

でない、この間も、実は市外の農家で、南あわじ市はおもしろいことを、何か変わったコマーシャルしよるや言うて、どんなコマーシャルかいないうような調子で話を聞いておったんですがね。でけたら今後、そういうようなことをやる場合には、せめて所管の議員には、簡単な連絡をお願いしたいと。

これは終わっておきます。

続けてよろしいですか。

○阿部計一委員長　はい。

○印部久信副委員長　産直についてなんですが、6月15日のあわじ島農協の広報誌を読んでおりますと、組合長がそのことについて、自分の所見を述べておりました。私は、その文章を読んで、農協としては極めてこのことについては消極的であるなど、私はそういうふうに関心を持ったんですね。担当部長はその後、産直を進めていると思うんですが、ああいう農協の広報記事を読んで、どうですか。まだ、やっていく気はあるんですか。

○阿部計一委員長　農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治）　ちょうど、広報が出たときは、議会の最中だったと思います。議会終了後、反響が大きかったもので、すぐ農協へ行ってきました。常務とも組合長とも話をさせていただいたんですけども、この載っているとおり、問題点があると。問題点を列記させていただいた。これは一つ一つ、解消していこうじゃないかという思いで。これ、パート1となっておるんですけども、パート3まであるそうです。事前に、先に、気になるからパート3までちょっと読ませてもらえないかなという相談をしたんですけど、楽しみにしとけということだったので、私も期待しております。

○阿部計一委員長　印部副委員長。

○印部久信副委員長　今、部長が言いよったように、この問題点がたくさんあると。今、部長は組合長と会うたんか、どないしたんか知りませんが、話をしたということで。その問題点を一つずつ解決していこうということなんです、どういふことを進め方として、

問題点をクリアした時点で進めるのか、クリアしつつ進めていくのか、どちらですか。

○阿部計一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 組合の列記されとるのが、僕が思うのに4点ほどあったと思います。この文章に載っておるんですけども、まず1点が、地域の女性の手づくり加工品などを一切並べてなかったと。これは奈良のまほろばという直売所を視察に行ったときの感想なんですけどね。地元産の加工品を並べるのが少なかったと。これについてはこの間説明させてもろうたように、アンケート調査で200軒ぐらいの方々が加工品に取り組みたいというような回答も得ております。この辺の話もしました。

2番目が、たまねぎが並ぶだけにならないのかと。夏場に並べる野菜が確保できるのか心配であるというのがありました。これについては、事前にまた、普及者とも相談して、今、市内で各直売所あります。その中で、夏場どのような品物が出とるのかというのを調査しました。結構、夏場、出とるんですよ。これについては、技術的なことも要りますので、普及者とタイアップして進めていきたいなというふうに思っております。

3つ目が、これが一番大きい問題なんですけども、専門的な、これ、取り扱い、直売所ができたときの後の、管理人のことを言っておると思うんですけども、専門的な知識があり、並みすぐれた熱意が必要であると。そういう人がなければ、成功はしないであろうと。この熱意ある人をいかに担当してもらえるか、これが一番大きな課題かなというふうに思っております。

一番最後に、これからのことについて、この事業は、誰のため、何のために行うのか、組合員、引いては市民のためになるのかという締めくくりであったと思います。これについては、当然、農業振興でうちは取り組んでおると、農協としては農協の組合員のために取り組むという思いで、今後とも取り組んでいきたいなというふうに思っています。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 いや、部長、市が事業を進めていく上において、事業を進めてスタートを切る場合、今言われたことは、今言われた課題は、クリアのめどが立ってスタートを切るのがほんまと違うの。そうだ。そのハードルが何ぼかあるのをわかって、今からそれを一つずつ考えながらクリアしていかんといかんやということがまだあるのに、事業そのものが進んでいくやいうのは、おかしくないか。ということは、とめることができらんようになるのと違うの。そんな、やってみたら何とかなるわいというような、そんなことで十数億円のを、金をかけてやるべきものでは、私は、市としてはないと思う。やっぱり市というのはもっと、あらゆる調査を踏んで、100%以上大丈夫だということ

で事業はスタートを切らんと。今言われたようなことは、相手がそない思うとんのであって、部長は大丈夫と思っとなのか、そしたら。そこや。ほんでないと、市がそんだけの金をかけてやんねぞ。

○阿部計一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 直売所、食の拠点については、当初も言いましたように、販売して、食べて、体験する、総合的な食の拠点を計画しております。直売所だけではありません。この施設については、目標に向かって進んでおるんですけども、ただ、今問題になっとなるのは、協議会において、各農業団体もしくは生産者、パートナー企業については、ある程度賛同を得ております。了解は得ております。了解も得て、進んでおります。

ただ、今一番問題になっとなるのが、参加者が余りにも多いので、これを統一する管理主体、頭を決めたいなど。誰が統括するのかと。それについて、今、JAのほうにお願いしとるといような段階であって、この事業自体の承認はいただいております。農協もこの事業については、賛成はしていただいています。ただ、頭というのか、管理の中心をしてもらえないかということで、今、お願いはしている状況であります。もし、どういう結果が出ようが、この事業自体は行政として、今の参加者、農業者団体は、前へ向かって進んでいる、それは間違いありません。

○阿部計一委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 こんなことは今、押し問答してもどうこういうことはないんだけど、今言われたように、現実に市も農協のほうも、それだけの障害、ハードルがあるであろうと、それを乗り越えていくためのことをやっとなるわけよ。だから、やっぱり我々としたら、何回も言うけど、市は事業をするときには、もう既にそのハードルは越えとらんとできらんとするのよ。だからそこら、今、何か先の先の話までできらんけど、そこらも十分、慎重にやって、もし、事業は進めらんといかんねけれども、やることによってマイナス経営になるというようなことがわかった段階があるんならば、なら事業を取りやめたらええんであって、進まんなんことは、決してない。そういうことですので、よろしく。また、来月聞きます。

○阿部計一委員長 ほかにございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 ちょっと、昨年4月1日から施行されとる県の総合治水について、

お尋ねするんやけど、これ、下水道事業のほうとの、この県の総合治水条例との影響というの、何か下水道事業のほうではありますか。

○阿部計一委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） まことに申しわけございません。そういった関連での情報等々、私どものほうにまだ入ってないところをみると、直接関係ないのかなというふうに思うとるんですけども。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 あれね、ちょっと県の総合治水条例を見よったら、ある程度、下水の管渠に何か、雨水というのか、あんなのできるのけ。

○阿部計一委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 多分、それは下水道事業を行うに当たって、合流式といまして、いわゆる一般家庭の汚水と雨水を合わせて排除する事業があるんです。そういったことで、都市なんかではそういうような事業をメニューでやっています。ただ、私ども南あわじ市につきましては、分流式といまして、一般家庭の汚水、もしくは家庭内の排水のみだけの処理ということで事業を進めていますので、そういったものとの関連は、今のところはないというふうに考えてます。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は結局、都市だったら下水道管でもガーンとあるやつに、雨水から雑排水が出よんのでかな。ほんなら、南あわじ市の場合は、この総合治水というか、これはもう、下水には全く関係ないということで、そういう理解やの。そういうことやね。ほんなら、また関連で聞きたいんやけど、よろしいですか。

○阿部計一委員長 はい。

○谷口博文委員 そこで、私も前のときにちょっと、ずっところ、しよったけど、今回のようにいろいろさまざまな豪雨のとき、あの辺、前のときに、もう1点だけ確認したいんやけど、池の、ため池よ。あのときに、点検、何や70カ所やいうて言よったでかな。

今回のような地震の影響で決壊というか、その辺の危険性という調査というのは、今からやってくれるのか。その辺、今からどういうふうな順序でやるのかだけ、ちょっと教えていただけますか。

○阿部計一委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） ため池の耐震調査、今のボーリングとか、その調査をことし17カ所、ちょっと堤高10メートル以上とか、ため池の大きさによって耐震調査17カ所と、それとため池の一斉調査ということで、165カ所ぐらい、ちょっと調査を計画しております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 一般質問のときに聞いたら、70カ所ぐらい、先に何かして、市内に二百何ぼやあって、それを今から、この台風というか、そのときまでに、順次点検していくんだ。それを聞きよる。

○阿部計一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 兵庫県もこのため池に力を入れていただいております。というのは、東北の地震で、ため池が決壊して被害を受けたという事例がありますので、兵庫県は、各、全国でも一番、ため池が多いと。特に淡路も、このうち多くあります。南あわじ市、大体、2,493個あります。このうちの2ヘクタール以上のかんがい受益地を持っておるため池が293。さきに課長が言いました、堤体が10メートルまたは10万トン以上の貯水能力を持っておるため池も、その中には47カ所あります。

それを順次、調査していこうということで、この24年、25年、26年、3年間かけてこれを全部調査するというので、今、このたび、補正で上げさせていただいたのは、一斉点検。2ヘクタール以上の規模の小さい池を中心に調査点検します。それを全部で293個ありますので、これも順次、ことしと来年とかけて調査します。堤体が大きいやつについては、このたび、24年度の補正でも入れてありますけども、31カ所。検査済みのやつもありますので、24カ所について順次検査していきます。これも3年間かけて、ため池の主なため池については、一斉検査を順次、全部クリアしていきたいなというふうな思いで、今、進めております。

○阿部計一委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう1点だけ。市内で危険ため池というて、定期的にこれ、6月にパトロールしよんだ。あの危険ため池の数というのは、市内に何カ所あって、具体的に、差しさわりなかったら、ここの池、ここの池というて。

○阿部計一委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） 毎年、防災パトロールということで、6月の10日ぐらいと中旬ぐらいに、2回に分けて回っております。それで、県のほうが危険ため池ということで決めておるんですけども、たしか、防災パトロールで回るのは、15カ所か16カ所ぐらいだと思います。それで、防災パトロールに、それプラス、海岸のほうとか、その農林事業でやっとなる地すべりとか、そこら辺もちょっとパトロールしてございます。

○阿部計一委員長 ちょっと待って。まだあるけ。あるんだったらもう、ちょっと休憩するんで。もう1時間。

暫時休憩します。

再開は2時10分とします。

（休憩 午後 2時02分）

（再開 午後 2時10分）

○阿部計一委員長 それでは、再開をいたします。

まず、執行部のほうから報告事項がありましたら、何かありましたら。

ないですか。

商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） それでは、行事予定につきまして、ちょっとお知らせいたします。

海水浴場、海開きの日程でございますが、阿万海岸海水浴場、海開き、安全祈願祭、テープカットということで、7月の7日、日曜日、午前9時からの予定で、場所は阿万海岸海水浴場、現地で予定しております。

それともう1点、慶野松原海水浴場、これの海開きにつきましては、7月の10日、水曜日、午前10時よりということで、場所は慶野松原海水浴場の浜休憩所で予定をしております。これについては、まだちょっと通知を差し上げておりませんが、きょう、持って

来ておりますので、閉会后、お配りさせていただきます。よろしく申し上げます。

○阿部計一委員長　ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部計一委員長　それでは、執行部の皆さん、議員各位には、早朝から非常に慎重審議をいただきまして、非常に実りのある委員会であったのではないかと思います。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会　午後　2時11分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年6月21日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 阿部 計一